

家庭系パソコンのリサイクルの制度の概要について

Q & A

目 次

1．家庭系パソコンの現状

- Q 1：パソコンは1年間にどのくらい出荷されているのですか。また、どのくらい普及しているのですか。
- Q 2：パソコンはどのように販売されているのですか。
- Q 3：パソコンは1年間にどのくらい廃棄されているのですか。
- Q 4：現在、廃棄されたパソコンはどのように処理されているのですか。
- Q 5：パソコンはどのようなリサイクルが可能なのですか。

2．基本的事項

- Q 6：資源有効利用促進法に基づきリサイクルを行うのはなぜですか。
- Q 7：製造等事業者はどのような役割がありますか。
- Q 8：販売店はどのような役割がありますか。
- Q 9：自治体はどのような役割がありますか。
- Q 10：消費者はどのような役割がありますか。
- Q 11：どのようなパソコンが資源有効利用促進法に基づくリサイクルの対象となるのですか。
- Q 12：パソコンのリサイクルに要する費用は誰がどのように負担するのですか。
- Q 13：資源有効利用促進法に基づくリサイクルはいつから始まるのですか。

3 . 製造等事業者

Q14 : パソコンの自主回収・再資源化の義務がかかる製造等事業者とは誰ですか。

Q15 : パソコンの製造・輸入販売から撤退したり、倒産した事業者には自主回収・再資源化の義務はあるのですか。

Q16 : 消費者が海外から直接自己輸入したパソコンや自ら組み立てたパソコンについては、自主回収・再資源化の義務を負う製造等事業者は誰になるのですか。

Q17 : パソコンとあわせて自主回収を行う付属装置とはどのようなものが対象となるのですか。

Q18 : 製造等事業者はどのような再資源化を行わなければならないのですか。再資源化の目標は定められているのですか。

Q19 : 再資源化が行われた後に残ったものの処理はどのように行われるのですか。

Q20 : 製造等事業者が取得する予定の廃棄物処理法に基づく環境大臣の指定とは何ですか。

Q21 : 製造等業者が自主回収や再資源化を行わないときはどうなるのですか。

4 . 自治体

Q22 : 自治体は制度開始に向けて何をしなければならないのですか。

Q23 : 自治体はパソコンの収集をしなくてよいことになるのですか。

Q24 : 自治体が収集するごみとして排出されたパソコンの処理はどのようにしたらいいですか。

Q25 : 住民への周知・広報に関して、自治体はどのような対応をすればいいですか。

1. 家庭系パソコンの現状

Q 1 : パソコンは1年間にどのくらい出荷されているのですか。また、どのくらい普及しているのですか。

A 平成 14 年度におけるパソコンの国内出荷台数は 984 万台であり、そのうち約 4 割の 394 万台が家庭向けと推定されています。

家庭向け出荷比率がここ数年で急速に伸びた結果、家庭における保有台数は平成 13 年度で約 2400 万台と推定されており、家庭における普及率は平成 13 年度で 50.1%に達しています。

Q 2 : パソコンはどのように販売されているのですか。

A 家庭系パソコンは、そのほとんどがパソコン専門店、家電量販店等の小売店を通じて販売されています。

パソコンは、小型軽量で持ち運び可能であることから、デスクトップ型で約半分、ノートブック型では約 7 割が持ち帰りとなっています。なお、配達される場合も、宅配便が用いられているのが特徴です。

Q 3 : パソコンは1年間にどのくらい廃棄されているのですか。

A 家庭系パソコンの排出量は、(社)電子情報技術産業協会の推計によると、平成 13 年度で約 9 千トン程度と推計されています。今後、家庭への普及の本格化とともに、排出量も増加し、平成 18 年度には現在の 2 倍強の 2 万トンを超えると推計されています。

家庭ごみを中心とした一般廃棄物は全国で 1 年間に約 5,200 万トン(平成 12 年度)が排出されており、家庭系パソコンの排出量 9 千トンは現状でその約 0.02%を占めています。

一方、家庭から排出される粗大ごみは全国で 1 年間に約 140 万トン(平成 12 年度)が排出されており、家庭系パソコンの排出量 9 千トンはその約 0.6%を占めています。

なお、家電リサイクル法の対象となる家電 4 品目(冷蔵庫、エアコン、テレビ、洗濯機)は約 60 万トンが排出されています。

Q 4 : 現在、廃棄されたパソコンはどのように処理されているのですか。

A 使用済みの家庭系パソコンは、これまで、そのほとんどが自治体により処理されています。

自治体における取扱いについては、デスクトップ型は、多くの自治体で「粗大ごみ」として処理されており、約2割の自治体で「不燃ごみ」として処理されています。ノートブック型については、「粗大ごみ」として処理される場合と「不燃ごみ」として処理される場合がおおむね半々となっています。

現在、資源回収が一部行われ、鉄の回収が行われていますが、多くは埋立処分されている状況にあります。

Q 5 : パソコンはどのようなリサイクルが可能なのですか。

A パソコンは、鉄、アルミニウム、銅といった金属やプラスチック類を素材とするものであり、CRT型表示装置についてはブラウン管のガラスが大きな重量を占めています。また、パソコンは様々な部品から構成されるものであり、これを分解・解体し部品や素材ごとに選別することにより、再生利用の道が大きく開かれるものです。

例えば、鉄、アルミニウム、銅といった金属については、部品を分離し、それぞれの素材に選別することにより、金属製品の原料として再生利用が可能です。

また、CRT型表示装置のガラスについては、再度ブラウン管用のガラスとして利用できるほか、様々なガラス原材料としての再生利用が可能です。

2. 基本的事項

Q 6：資源有効利用促進法に基づきリサイクルを行うのはなぜです。か

A 家庭系使用済みパソコンについては、現時点においては、廃棄物としての量も少なく、回収できる資源量も限られており、自治体における処理困難性の程度も必ずしも高くありません。また、使用済みパソコンを巡っては、中古市場の拡大など新規ビジネス萌芽の動きもみられます。

こうした実態を反映した仕組みづくりを考慮すると、ビジネスの多様性や関係事業者の様々な工夫を促進できるような柔軟性を持たせる仕組みづくりを考えると、より効率的なリサイクルの実施に結びつくものと考えられ、「資源の有効な利用の促進に関する法律」(以下「資源有効利用促進法」という。)に基づく仕組みづくりを進めることとしました。

なお、制度実施後には、関係者による協議の場を設け、回収実績を踏まえて、それぞれの取組や関係者の協力関係等について評価し、必要に応じて、その見直しを行っていくこととしています。

Q 7：製造等事業者はどのような役割がありますか。

A 製造等事業者は自ら製造した使用済み製品について、製品の企画、仕様の決定、原材料の選択等を行っており、これらを背景にリサイクルを最も適切かつ効率的に実施し得る立場にあること、また、輸入販売業者についても最もリサイクルしやすい製品を選択しうる立場にあることから、拡大生産者責任の観点も踏まえ、資源有効利用促進法に基づく指定再資源化事業者として、回収拠点(以下「指定回収場所」という。)を設け、家庭から排出された使用済みパソコンを引取るとともに、引取った製品について生活環境保全上の支障が生じないよう廃棄物処理法その他関係法令に照らし適切な方法でリサイクル処理を行うことすることが必要です。

さらに、消費者の排出実態を考慮して、回収サービス(宅配便の派遣等)の提供等を含め、消費者の利便性の高い、実効性のある回収・リサイクルの仕組みを総合的に検討し、その仕組みが実効的に機能するよう実施することが求められます。

また、リサイクル容易設計の実施、材料の選択等を通じて、リサイクル率の向上、リサイクルコストの低下等に努力すること期待されます。

Q 8 : 販売店はどのような役割がありますか。

A 販売店は、パソコンを販売しており、買い替えに伴いパソコンを排出する可能性がある消費者と最も密接なつながりを持つという観点から、実施に当たって、回収の実効性を上げるために、消費者に対して、パソコンのリサイクルについて広報・周知活動を行うことが期待されます。

なお、パソコンは持ち帰り比率が高く、販売店による配達が少ないことや、蓄積されたデータの移替え作業等により多くの場合購入時点と排出時点が異なるという商品特性があり、家電4品目とは異なり、販売時における販売店回収が主たるルートとはなりにくいことから、家電リサイクル法とは異なり、販売店にパソコンの引取義務等は課せられていません。

Q 9 : 自治体はどのような役割がありますか。

A 自治体における家庭系使用済みパソコンの取扱いは、各自治体における一般廃棄物処理計画に基づき決定されることとなりますが、メーカー等の自主的取組に協力し、回収・リサイクルの実効性を向上させる観点から、可能な限り協力できる措置について検討いただくようお願いします。

特に家庭系使用済みパソコンの排出者である住民と最も密接なつながりを持つという観点から、実施に当たって、回収・リサイクルの仕組みが実効的に機能するよう、不法投棄等をせず適正に排出することを含め、住民に対する広報・周知活動を行うことが必要です。

また、住民の理解が得られる自治体においては、メーカー等のリサイクル料金の水準も踏まえて、メーカー等の回収ルートへの排出を促進するよう適正な収集手数料を設定することを検討いただくようお願いします。

Q10 : 消費者はどのような役割がありますか。

A 家庭で使用した使用済みパソコンの適正な排出、メーカー等への引渡しと費用の支払により、回収・リサイクルが進むように協力することが求められます。

Q11：どのようなパソコンが資源有効利用促進法に基づくリサイクルの対象となるのですか。

A パーソナルコンピュータは資源有効利用促進法の第2条第12項に定める「指定再資源化製品」に政令で指定されています。政令で指定されているパーソナルコンピュータにはその表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含み、基本的に、重量が1kgを超えるものが資源有効利用促進法の対象となります。（以下において、「パソコン」という場合、その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含むものとします。）

具体的には、デスクトップ型パソコン（本体）、ノートブック型パソコン、ブラウン管（CRT）式表示装置、液晶式表示装置が対象となります。また、ディスプレイ（CRT又は液晶）一体型のパソコンも対象となります。

ただし、周辺機器、ワープロ専用機、PDAは対象となっていません。

対象となる機器



デスクトップ型
パソコン（本体）



表示装置



ノートブック型パソコン

Q12：パソコンのリサイクルに要する費用は誰がどのように負担するのですか。

A 制度実施後、新規に販売されるパソコンについては、販売時に製品価格に含めてリサイクル費用を徴収し、当該製品が廃棄される際には無償で引き取ることとされています。

また、制度実施以前に販売されたパソコン（いわゆる既販品）については、リサイクル費用を廃棄時に徴収して引き取ることとなります。

Q13：資源有効利用促進法に基づくリサイクルはいつから始まるのですか。

A 家庭から排出される使用済みパソコンのリサイクルは平成 15 年 10 月 1 日から実施されます。

3 . 製造等事業者

Q14 : パソコンの自主回収・再資源化の義務がかかる製造等事業者とは誰ですか。

A パソコンを製造する事業者や自ら輸入したパソコンの販売を行う者をいいます。また、仕入れた部品でパソコンを組み立てて販売する事業者、いわゆるショップブランドのパソコンを販売する事業者も製造等事業者に該当します。

Q15 : パソコンの製造・輸入販売から撤退したり、倒産した事業者には自主回収・再資源化の義務はあるのですか。

A 消費者は製造等事業者に対する信頼に基づきリサイクル費用を負担するものであることを踏まえ、製造等事業者にとっては、リサイクルの責務を果たすべく、最大限の努力を行うことが必要です。

しかしながら、万一、倒産・事業撤退等に至った場合には、当該事業を継承する事業者があれば、当該事業者が処理を行うこととなると考えられます。

なお、事業を承継する事業者がおらず、リサイクルする実施主体がない場合にあっては、自治体における処理等によらざるを得ないものと考えられます。

Q16 : 消費者が海外から直接自己輸入したパソコンや自ら組み立てたパソコンについては、自主回収・再資源化の義務を負う製造等事業者は誰になるのですか。

A 消費者が海外から直接自己輸入したパソコン、又は、自ら組み立てたパソコンについては、自主回収・再資源化の義務者は存在しないため、組立部品の販売店や自治体に御相談下さい。なお、やむを得ず処理先がない場合にあっては、自治体における処理等によらざるを得ないものと考えられます。

Q17：パソコンとあわせて自主回収を行う付属装置とはどのようなものが対象となるのですか。

A キーボード、マウス、テンキー、コード類、マイク、スピーカーなど、製品に同梱されていた装置等が対象です。なお、説明書等紙類については、古紙回収等に出していただけるようお願いします。

Q18：製造等事業者はどのような再資源化を行わなければならないのですか。再資源化の目標は定められているのですか。

A 「パーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の使用済パーソナルコンピュータの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」(以下「判断基準省令」という。)において、製造等事業者は自主回収をしたときは、自ら又は他の者に委託して、再生部品又は再生資源として利用できる状態にすることにより再資源化を図ることとされています。

製造等事業者は再資源化を実施するに当たっては、再資源化を行ったパソコンの総重量と、再資源化により得られた部品、再生資源(化学的変化を生ぜしめる方法によるものを除く。)の総重量との比率で表される以下の目標を、平成15年度において達成する必要があります。

デスクトップパソコン	50%
ノートブックパソコン	20%
ブラウン管式表示装置	55%
液晶式表示装置	55%

Q19：再資源化が行われた後に残ったものの処理はどのように行われるのですか

A 家庭系パソコンの製造等事業者がその再資源化を行った後に残ったもの(処理残さ)は、産業廃棄物として廃棄物処理法の規定に基づき処分されることとなります。

Q20：製造等事業者が取得する予定の廃棄物処理法に基づく環境大臣の指定とは何ですか。

A 廃パソコンは、廃棄物処理法の廃棄物に該当するため、他人の廃パソコンを引き取って処理を行う者は廃棄物処理法に基づく処理業の許可が必要です。このため、原則として、廃パソコンの処理を行うためには市町村ごとの一般廃棄物処理業の許可を得ることが必要になります。

ただし、廃棄物処理法においては、一般廃棄物になる前の製品の製造等を行っている事業者が当該一般廃棄物の処理に協力することが適切である一般廃棄物については、広域的に処理を行い、かつ、適正に再生利用される場合を対象に、環境大臣の指定する者について一般廃棄物処理業の許可を要しないとする制度、いわゆる広域再生利用指定制度が設けられています。

廃パソコンについては、広域再生利用指定制度の対象となっており、製造等事業者が作成する事業計画に基づき適正に処理を行う者で環境大臣が指定したもののについて、一般廃棄物処理業の許可を要しない仕組みが設けられています。

Q21：製造等業者が自主回収や再資源化を行わないときはどうなるのですか。

A 自主回収及び再資源化の取組を促進する必要があると認めるときは、製造等事業者に対し、判断基準省令を勧告して、指導及び助言することができます。

また、製造等事業者による自主回収及び再資源化の取組が、判断基準省令に照らして著しく不十分であると認めるときは、主務大臣は、その判断の根拠を示し勧告をすることができ、製造等事業者が、勧告に従わない場合はその旨を公表することができます。

さらに、公表後も、製造等事業者が正当な理由がなく勧告に従わない場合であって、パソコンの自主回収及び再資源化を著しく害すると認めるときは、主務大臣は、産業構造審議会及び中央環境審議会の意見を聴いて、製造等事業者に勧告にかかる措置を講ずるよう命令を行うことができます。命令に違反した場合、50万円以下の罰金に処せられます。

なお、勧告等の対象となるのは、事業年度におけるパソコンの生産台数又は自ら輸入したパソコンの販売台数が1万台以上である製造等事業者です。

4 . 自治体

Q22：自治体は制度開始に向けて何をしなければならないのですか。

A 自治体における家庭系使用済みパソコンの取扱いは、各自治体における一般廃棄物処理計画に基づき決定されることとなりますが、使用済みパソコンができる限り製造等事業者が構築した回収・再資源化のルートに乗るように、協力する方策について検討いただくようお願いします。

特に家庭系使用済みパソコンの排出者である住民と最も密接なつながりを持つという観点から、実施に当たって、回収・リサイクルの仕組みが実効的に機能するよう、不法投棄等をせず適正に排出することを含め、住民に対する広報・周知活動を行うことが必要です。

また、住民の理解が得られる自治体においては、製造等事業者のリサイクル料金の水準も踏まえて、製造等事業者のルートへの排出を促進するよう適正な収集手数料を設定することを検討いただくようお願いいたします。

Q23：自治体はパソコンの収集をしなくてよいことになるのですか。

A 自治体における家庭系使用済みパソコンの取扱いは、各自治体における一般廃棄物処理計画に基づき決定されることとなりますが、使用済みパソコンができる限り製造等事業者が構築した回収・再資源化のルートに乗るように、協力する方策について検討いただくようお願いします。

パソコンのリサイクルについては、自ら組み立てたパソコン等についてリサイクルの実施を確保する指定法人の設立を義務付ける等のための個別法を制定するのではなく、資源有効利用促進法に基づき実施することとしており、自作パソコン等について、やむを得ず処理先がない場合には、引き続き、市町村の責任の下、処理を行うことが必要です。

Q24：自治体が収集するごみとして排出されたパソコンの処理はどのようにしたらいいですか。

A 自治体における家庭系使用済みパソコンの取扱いは、各自治体における一般廃棄物処理計画に基づき決定されることとなりますが、製造等事業者による回収・再資源化のルートが構築されたことの意義を踏まえ、使用済みパソコンができる限り製造等事業者のルートに乗るように、協力する方策について検討いただくようお願いいたします。

また、自治体が粗大ごみ等として引き取った使用済みパソコンについても、今後、製造等事業者が定める自治体からの使用済みパソコンの引取条件を踏まえた上で、できる限り製造等事業者のルートに乗せリサイクルすることが望ましいと考えられます。

なお、製造等事業者による自治体からの使用済みパソコンの引取条件については、資源有効利用促進法第 26 条に基づく判断基準省令において、製造等事業者はあらかじめこれを公表することとされており、今後、製造等事業者において自治体等関係者の意見も聴いた上で決定していくこととなります。

Q25：住民への周知・広報に関して、自治体はどのような対応をすればよいですか。

A 家庭系使用済みパソコンの排出者である住民と最も密接なつながりを持つ自治体においては、実施に当たって、回収・リサイクルの仕組みが実効的に機能するよう、不法投棄等をせず適正に排出することを含め、住民に対する広報・周知活動を行うことが必要です。

今後、都道府県を通じて、(社)電子情報技術産業協会が作成するポスター及び小冊子等関係資料を送付したいと考えていますので、掲出等積極的な協力、支援をお願いします。